議 事 録

1. 日 時 令和3年3月24日 開会 午後 2時00分~

2. 場 所 北庁舎2階 2B会議室

3. 出席委員

1番藤田正子2番藤田哲夫3番伊藤能之4番荻野俊明5番藤井克巳6番村上和義7番石井義久8番山渕久司9番大中秋美10番藤原智11番橋本誠二12番池田賢治

13番 住元 保 14番 山本 建樹

以上 14名

4. 欠席委員

なし

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文立花 吉廣田中 伸一鈴木 清左海みや子山崎 由紀浩

以上 6名

6. 事務局

藤田局長・前田係長・竹内再雇用職員

以上 3名

7. 議事

議事内容

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと

議案第5号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 集積計画決定のこと

報告第7号 使用貸借解約の通知報告のこと

報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる 専決処理について報告のこと

報告第9号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる 専決処理について報告のこと

一 山渕会長が、議長に就任する 一

山渕議長: ただ今から第10回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。 次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

6番 村上 和義 委員

7番 石井 義久 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

一 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する 一

山渕議長: それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が3件、報告が3件です。 はじめに、「議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にしま

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 今月は1件の申請がありました。

先日の小委員会で現地調査をしていますので、1番の土地の報告をお願いします。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: ○○番○○が、1番の土地について報告します。

1番の土地は、お手元の現地調査図1ページに掲載されている土地で、現地調査の結果、 土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所 有権です。都市計画区分は市街化区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項 各号には該当していません。水利組合の同意書など必要な書類も調っており、昨日の小委 員会では、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい、という意見でした ので、本委員会でよろしくご審議の程、お願いします。

山渕議長: 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。 本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって、「議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長: 次に「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。 事務局、説明をお願いします。

山渕議長: 一 議案を「朗読説明」する 一

山渕議長: 今月は2件の申請がありましたが、2番については取下げとなりました。

昨日の小委員会で現地調査をしていますので、1番の土地の報告をお願いします。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番 ○○委員。

○○委員: ○○番○○が、1番の土地について報告します。

1番の土地は、お手元の現地調査図 2ページに掲載されている土地で、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。設定する権利は貸借権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は水道管・下水道管埋設道路の沿道で、概ね 500m以内に 2 以上の医療施設がありますので第3種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な申請書類も整っており、昨日の小員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長: 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番、○○委員。

○○委員: 今回の許可案件については、約3年前の一時転用にて審議しましたが、その期間がもう すぐ終了することから、申請されたと思います。参考までに、一時転用の期間、回数等の 法的根拠がありましたら、お教えください。

事務局職員: 今回の案件については、1回目が平成27年8月~平成30年3月、2回目が平成30年4月~令和3年3月まで。一時転用の期間につきましては3年間まで、2回の一時転用を認めてきました。一時転用の回数制限はありませんが、無計画に繰り返すのは好ましくないので、一時転用許可は、今回限りと県からも念を押されていました。

山渕議長: ○○委員よろしいでしょうか。

○○委員: わかりました。

山渕議長: 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。 本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長: 次に「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定

のこと」を議題にします。 事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。

本案について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一沈黙一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」は、本案のとおり決定しました。

山渕議長: 次に、報告に移ります。

「報告第7号 使用貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。 事務局、説明をお願いいたします。

事務局職員: 一報告資料により報告する 一

山渕議長: 今月は1件の使用貸借解約の通知がありました。これについて、何かご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、「報告第7号 使用貸借解約の通知報告のこと」 は、以上で報告とします。

山渕議長: 次に、「報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一報告資料により報告する 一

山渕議長: ただ今、「報告第8号」「報告第9号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番、○○委員。

○○委員: 先ほどの報告につきまして、違反転用のあるところは始末書を書いたら罰則はなしです か。こういった違反転用に対する条例を作っていないのですか。

事務局職員: 条例は作っていません。市街化区域内の転用については、届出で済みます。他の市町村で「あらかじめ届出しなかったこと」だけを根拠に農地法の罰則規定の適用を受けたとは聞いておりません。

山渕議長: ○○委員、よろしいでしょうか。

○○委員: わかりました。

山渕議長: それでは、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長: 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第10回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時33分 終了)

- ※ 小委員会 令和3年3月23日 午後1時30分~
 - ・出席委員

山渕会長 山本職務代理者 伊藤委員 藤原委員

• 事務局

藤田局長 前田係長 竹内再雇用職員

上記事項の顚末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署名人村上和義

署名人 石 井 義 久